

# 令和6年第2回 千早赤阪村議会定例会会議録

開会 令和6年5月29日  
閉会 令和6年6月 6日

千早赤阪村議会

令和6年第2回千早赤阪村議会定例会（第1号）

1. 招集年月日

令和6年5月29日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

4番 徳 丸 初 美

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 阳

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

2番 井 上 浩 一

7番 藤 浦 稔

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 斎

総務部長 日 谷 順 彦

副 村 長 稲 山 喜与一

健康福祉部長 池 西 昌 夫

教 育 長 栗 山 和 之

産業建設部長兼災害復旧室長 西 田 明 弘

村政戦略部長 中 野 光 二

教育委員会事務局理事 森 田 洋 文

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局書記 土 井 達 也

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第29号 専決処分（千早赤阪村税条例の一部を改正する条例）  
の承認を求めるについて

日程第 5 議案第30号 専決処分（千早赤阪村税特別措置条例の一部を改正する条例）の承認を求めるについて

日程第 6 議案第31号 専決処分（令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算  
(第2号) ) の承認を求めるについて

日程第 7 議案第32号 千早赤阪村税特別措置条例の改正について

日程第 8 議案第 33 号 令和 6 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 34 号 令和 6 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算  
(第 1 号)

日程第 10 議案第 35 号 令和 6 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第  
2 号）

日程第 11 一般質問

午前10時00分 開会

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達していますので、令和6年第2回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず初めに、南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 皆さんおはようございます。

開会に当たりましてご挨拶をさせていただく前に、昨日警報級に近いような一日中雨が降りました。私とこの危機管理のほうに予備のために土のうが欲しいというふうな村にお住みの方からのお話がありまして、それ以外にどなたからも被害届はございませんでした。非常に喜んでおります。また、何かありましたらまたすぐに危機管理のほうに連絡いただければありがたいかなというふうに思っておりますのでどうかよろしくお願ひいたします。

それでは、本日、令和6年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、能登半島地震の発生から早いもので5か月が経過いたしました。この間、大阪府全体で46クールの職員派遣を行い、千早赤阪村といたしましても6人の職員派遣を行いました。5月末で市町村職員の派遣は区切りをつけるとのことを聞いておりますが、まだまだ復興には時間が必要です。千早赤阪村といたしましても可能な範囲で必要な支援に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようどうかよろしくお願ひいたします。

今議会に提案いたします案件は、専決処分3件、条例案件1件、補正予算3件の計7件でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○千福議長 次に、5月23日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 それでは、報告いたします。

去る5月23日に開催いたしました議会運営委員会において、本期定例会の上程予定議案の審議方法を審査しましたので報告いたします。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、議案第29号から議案第35号までの7議案と一般質問です。

審議方法については、議案第29号から議案第31号の3議案は本会議、議案第32号

から議案第35号の4議案は所管の常任委員会に付託することに決しています。

また、今期定例会の会期は本日5月29日から6月6日までの9日間と決していますので、併せてご報告いたします。

以上でございます。

○千福議長 ありがとうございました。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○千福議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番井上議員、7番藤浦議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日5月29日から6月6日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日5月29日から6月6日までの9日間と決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第3、諸般の報告を議題とします。

令和6年2月から令和6年4月例月出納検査の結果に関する報告を求めます。

井上監査委員。

○井上議員 それでは、報告いたします。

令和6年2月から令和6年4月の出納事務に係る例月出納検査について報告をいたします。

令和6年2月分については、令和6年3月25日に実施いたしました。

検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認いたしました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和6年3月分については、令和6年4月25日に実施いたしました。

検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、各会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認いたしました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和6年4月分については、令和6年5月27日に実施いたしました。

検査対象は、令和5年度、令和6年度の一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、各基金、歳入歳出外現金及び令和5年度下水道事業特別会計です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認いたしました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでございました。

以上、報告といたします。

○千福議長 ありがとうございました。

~~~~~

○千福議長 日程第4、議案第29号専決処分（千早赤阪村税条例の一部を改正する条例）の承認を求ることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第29号は令和6年4月1日付で専決処分いたしました千早赤阪村税条例の一部改正について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、令和6年3月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い改正するもので、令和6年度定額減税の実施に伴うものや固定資産税の特例規定など、所要の改正について専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務部長。

○日谷総務部長 それでは、議案第29号千早赤阪村税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例改正につきましては、令和6年3月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、千早赤阪村税条例について所要の改正を令和6年4月1日付で専決処分したものでございます。

主な改正点は、まず1つ目として災害時に職権による減免を可能とする規定の追加、2つ目に個人住民税の特別税額控除、いわゆる定額減税に係る規定の新設、3つ目が令和6年度評価替えに係る土地に対する固定資産税の特例を延長する改正などでございます。

それでは、議案の新旧対照表により説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

34条の7は、寄附金税額控除で公益信託に支出した金銭を寄附金とする所得税法の見直しによる改正でございます。

次の第51条は村民税の減免、3ページの第71条は固定資産税の減免、第139条の3は特別土地保有税の減免に関する規定で、それぞれ災害時に減免の申請を必要とせず職権による減免を可能とする規定の追加でございます。

続いて、4ページをお願いいたします。

附則第4条の2は、公益法人等に係る村民税の課税の特例で、単に課税標準の計算を定めるものであることから条例の性格を踏まえ条例から削除するものでございます。

附則第5条の2は、令和6年度能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例で、震災による雑損控除を特例で令和6年度に適用するものでございます。

6ページをお願いいたします。

附則第7条の5から14ページの第7条の8までは、定額減税の実施に伴う法規定の新設に併せて規定するものでございます。

6ページの第7条の5は、令和6年度分の個人の村民税の特別税額控除の規定でございます。

附則第7条の6は、令和6年分の個人の村民税の納税通知書に関する特例の規定です。

8ページをお願いいたします。

附則第7条の7は、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の村民税に関する特例の規定でございます。

次に、13ページをお願いします。

附則第7条の8は、令和7年分の個人の村民税の特別税額控除の規定でございます。

15ページをお願いします。

附則第10条の2は、固定資産税の特例に関する規定です。

第14項は、特定バイオマス発電設備に対して課する固定資産税の特例です。

16ページをお願いします。

第24項は、滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対する特例でございます。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、認定長期優良住宅に係る特例について申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できるとするものでございます。

18ページ、附則第11条から、22ページ、附則第15条までは、土地の固定資産税の評価替えに伴う特例の延長でございます。令和6年度が3年に1度の評価替えの年となります。土地の価格が上がった場合に固定資産税の上昇を緩和する負担調整措置について3年間延長するものでございます。

22ページ、附則第16条の3から、28ページ、附則第20条の3までは、定額減税の対象となる住民税所得割の額についての規定で、分離課税等の個人住民税の所得割の額を含める読み替規定の追加でございます。

29ページをお願いします。

この改正条例の附則として、第1条は施行期日の規定でございます。一部を除き公布の日から施行とし、令和6年4月1日に専決処分により公布しております。

第2条は村民税に関する経過措置、第3条は固定資産税の経過措置を定めております。

以上、簡単ではございますが条例改正の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

井上議員。

○井上議員 ご説明ありがとうございました。

大変ややこしい定額減税っていうことで、昨日ニュースを見てたんですけど、何か私の認識としては本当に特別に役所に何か申請を上げなくても自然に減税されていくという認識やったんですけど、昨日大々的にニュースでやられてたんはそうではないですよと、申請しないともらえませんよみたいなニュースが流れてたんですけど、その部分をもうちょっと細かく教えていただければと思うんですけど。よろしくお願ひします。

○千福議長 日谷部長。

○日谷総務部長 定額減税につきましては、徴収方法として給与所得の方については特別徴収ということで給与から天引きということになります。あと、普通徴収というところで、特別徴収以外の方については普通徴収ということになるんですけども、その方につきましては納付書というものを送付するときに一定その減税の分を控除した形で納付書を送付して徴収をするという形になります。

公的年金につきましても年金から天引きされるというような方法になっているということです。

以上です。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

大多数は特に手続は要らないという認識でよろしいですか。

○千福議長 日谷部長。

○日谷総務部長 今回の定額減税の対象者数が大体約2,000人程度、村内でおられるということで、その中には当然給与所得者の方もおられれば、その方は天引き、給与天引きになりますけど、それ以外普通徴収ということになりますので、おおむねはそういう形で天引きというところが基本になるのかなというふうに思っております。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第29号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第5、議案第30号専決処分（千早赤阪村税特別措置条例の一部を改正

する条例) の承認を求ることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第30号は、令和6年4月1日付で専決処分いたしました千早赤阪村税特別措置条例の一部改正について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、減収補填制度を規定している省令のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び地域再生法に関するものについて、特別措置の期限が令和6年3月31日から令和9年3月31日及び令和8年3月31日にそれぞれ延長されたことに伴い、必要な改正について専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務部長。

○日谷総務部長 それでは、議案第30号千早赤阪村税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例改正につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び地域再生法に基づく固定資産税の特例措置について、省令で定める市町村への減収補填措置の期間が延長されたことに伴い千早赤阪村税特別措置条例について所要の改正を令和6年4月1日付で専決処分したものでございます。

議案の新旧対照表をご覧ください。

第2条は、過疎地域産業振興促進地域における固定資産税の課税免除の規定で、適用期限について令和6年3月31日までとなっている部分を令和9年3月31日までに延長するものです。

次の第3条は、地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税で、適用期限について令和6年3月31日までとなっている部分を令和8年3月31日までに延長するものです。

そのほか、法改正に伴う条ずれ、文言の改正をいたしております。

3ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしており、令和6年4月1日に公布いたしております。

以上、条例改正の説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第30号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第6、議案第31号専決処分（令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号））の承認を求めるについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第31号は、令和6年5月9日付で専決処分いたしました令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第2号）について議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出それぞれ2,332万4,000円を追加いたしまして、予算総額を37億8,148万1,000円とするものでございます。

内容は、職員の退職に伴う退職手当に係る経費を補正するものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第31号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第7、議案第32号千早赤阪村税特別措置条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第32号は、千早赤阪村税特別措置条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

本議案は、令和6年4月19日に地域再生法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い改正するもので、固定資産税の特例による減額の対象となる設備の範囲を拡大するため所要の改正をするものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第32号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第8、議案第33号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第33号は、令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1億1,381万3,000円を追加いたしまして、予算総額38億9,529万4,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、物価高騰対応重点支援地方交付金を活用した低所得者支援事業及び定額減税補正給付金（調整給付）の実施に係る費用などを補正するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第33号は、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第9、議案第34号令和6年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第34号は、令和6年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、事業勘定の補正で、歳入歳出それぞれ977万8,000円を追加いたしまして、予算総額を8億2,053万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知用のチラシ作成費用及び電算システム変更による増額でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第34号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第10、議案第35号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第35号は、令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ208万3,000円を追加いたしまして、予算総額6億6,839万4,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、令和6年4月人事異動により人件費を増額補正するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第35号は、総務民生常任委員会に付託します。

ここで休憩を行います。

10時40分から再開します。よろしくお願いします。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○千福議長 日程第11、一般質問を行います。

一般質問については時間制で行います。速やかに質問、答弁を行うようにしてください。

質問、答弁、全て含んで持ち時間は1議員30分です。議場内の時計で30分を経過しますと、私のほうから終了の宣言をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許可します。

第1番目の質問者、田村議員、1問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 議席番号6番、田村陽でございます。

事前に通告させていただきましたとおり、村長と千早銘木の関係は、そして桐山地区での千早銘木の土地仲介事業についてご質問させていただきます。

まず、最初の質問、村長と千早銘木の関係はについてお尋ねいたします。

前回、村長選の前後から株式会社千早銘木という企業名を耳にすることが多くなったと記憶しております。当該企業は村長が社長を務めておられたと記憶しておりますが、村長就任後、変更があったとも聞いております。現在、村長は当該企業とどのような関係にあるのかお尋ねいたします。

○千福議長 答弁者、中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 1問目の質問につきましてご答弁申し上げます。

毎年度、政治倫理の確立のための千早赤阪村長の資産等の公開に関する条例に基づき報

告及び公表をしておりますとおり、報酬を得て役員等の職に就いている会社、その他の報酬の一つとして株式会社千早銘木があります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。

村長にお伺いしたつもりでしたので、中野部長がお答えになられたのは少々意外でございました。

現在、その当該企業とどのような関係にあるのかとお尋ねしたところでございまして、現状、役職等に就いておられるんでしたらどういった役職に就いておられるのか、村長ご本人にご答弁いただきたいなというふうに思います。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 私、会社では取締役をさせていただいております。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 取締役のことですけども、以前ホームページを拝見したところ、千早銘木の会長ってことで記載がございました。そこで、以前代表取締役をされていたところから会長になられたと思うんですけども、もう一度、現状、取締役ということなんですかとも、会長はしておられないということなんでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 創設、平成15年からさせていただいておりますので、代表を代わらせていただいて会長というふうに呼んでいただいてたんですが、ホームページのほうも訂正をさせていただいてただいまは取締役なんで。会長という登記はしておりません。皆さんがそのようにおっしゃっていたので、よろしくお願ひいたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 ご答弁どうもありがとうございました。

この件に関して特に要望というものはございません。

以上です。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

株式会社千早銘木が現状、桐山地区において大規模な土地の仲介を行っていると聞いております。今年度から令和8年度にかけて桐山地区で農道整備事業が予定されておりますが、これまでにも我々が指摘したとおり、当該事業は工事まで含めて当初1か所当たり1,000万円で予算化されていたものが、議会に説明もなく1億円規模の事業として変更されていたものであります。

村長はもともと農道整備に対して否定的な考えであったというふうにお伺いしておりましたけれども、なぜ180度といってよいほど考えが変わられたのか、かねてから疑問がありました。

万一、その背後に千早銘木の土地仲介が関係しているのであれば、これはゆゆしき問題であるというふうに考えております。株式会社千早銘木が桐山地区で土地仲介を行っているという事実があるのかどうかお伺いいたします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 2問目の質間に答弁をいたします。

まず、桐山地区での農道整備に係る事業費につきましては、令和4年12月議会における田村議員からの農家の皆さんの悩みにダイレクトに届くような施策、住民目線での農業施策を行うようにとの質問を踏まえ、令和5年度当初予算において1か所当たり設計及び工事を合わせて1,000万円、2か所で2,000万円を計上したところですが、あくまでも予算編成時の見込みの数値であり、実際にどこでどれぐらいの規模で整備するかによって大きく変動するものです。

また、議員がおっしゃる1億円規模とは令和6年度の総合計画第3期実施計画に記載の年度事業を基にされているものと思いますが、実施計画に位置づけられた事業であっても計画に記載された計画年次及び年度事業費が担保されているものではございません。予算編成、作業などにより事業費は増減するものでございます。そして、予算案を議会に上程し審議を経た上で議決を得て初めて予算として認められるものでございます。したがって、議会に説明もなく1億円規模の事業として変更したわけではないということをご理解いただきたいと存じます。

次に、農道整備に関する考え方について、令和4年7月の農業委員会との意見交換会に出席した際、ある委員から農道整備の要望があったのは事実でございます。個々の農家の要望に対して個別に対応することが果たして税金の公平な配分と言えるのか、効果が将来にわたって及ぶのかといった課題もあることから、今回の農道整備を進めるに当たっては複数の農家が受益者となり、かつ当該地区の農家間で合意は得られたものを対象としているものでございます。つまり、否定的な考え方というご指摘そのものが当てはまらないのです。

考え方が変わったということではございません。

そして、桐山地区で農道整備を進めることとなった背景に千早銘木の土地仲介が関係していることであればゆゆしき問題だとご指摘については、先ほど申し上げたとおり、複数の農家が受益者となり、かつ当該地区で合意が得られたものが対象である旨、農業委員会や区長会の場などで説明を行ったところ、要望があったのが桐山地区からのみであったという結果によるもので、箇所を決定するまでの過程において私自身の恣意的な判断に入る余地はありません。そういうことでよろしくお願ひいたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 ご答弁いただきましたけども、お聞きしているのは株式会社千早銘木が桐山地区で土地仲介を行っているっていう事実があるのかどうか、その点だけお伺いしてます。今たくさんおっしゃられましたけど、大事なその点の回答がなかったので再答弁いただきますようお願ひいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 仲介はさせていただいております。この議会で私とこの個人的な、先ほども会社の名前も言っていただいてますけども、私は村の広報にも宣伝をお金を出してさせていただいてますし、村のホームページにもさせていただいております。

かねてから、私は村長選へ立候補するときも21の公約を掲げてやらせていただいてます。その中で税収入を上げるためにということで企業誘致も進めさせていただいております。

私とこの会社は仲介をしておりますが、あくまでも私とこの会社というのは建築と不動産と材木を主としております。ただ、この大事な、大切な税金で賄われてるこの議会の場でそういうことを発言すること自体が私はどうかなっていうふうに思うんですが、田村議員のお話なのであえてお話をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 現状、土地仲介をされているという事実があるというご答弁でした。よく分かりました。

そこでお聞きしたいんですが、仲介しておられるその買収の土地の所有者と農道の受益者、ここに重複があるのではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 私はあくまでも農道整備に関しては担当課から上がってきてる話なので、そ

の中の受益者と私の土地仲介に当たった方が含まれてるかどうかっていうのは私自身は理解はしておりません。

ただ、桐山地区は農業をされてる方が多いので多分含まれてる方がおられるかなっていうふうに思います。しかし、どなたが含まれてるかっていうまでは理解はしておりません。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 それでは、要望させていただきます。

今回、仲介事業を行っておられるということが明らかになったわけですけれども、一方でそうやって桐山地区で土地の仲介事業を行いながら、同じ桐山地区に村のお金を1億円も投じると、そういうことに問題は感じなかつたのかなというふうに疑問を思います。

土地買収と農道の建設について村長が具体的に両者を結びつけるような発言をされたかどうかっていうのは僕は存じ上げません。しかし、同じ南本村長が同じ桐山地区で同じ時期に事業を行えば、そこにはいや応なく関連が生まれるわけです。それも村長の会社の事業を利する形で行われたとなれば、村長の会社の利益のために村のお金が使われたということになります。これは議会として到底見過ごすことのできない問題であるというふうに考えております。

村のお金は村民皆さんのお金です。村長個人の事業を利する仕方で使われるようなことがあっていいはずがありません。これから村長選も始まりますので、選挙戦において改めて村民の皆さんに向けて説明されるべきかと思います。その点を指摘して一般質問を終わります。

以上です。

○千福議長 南本村長。

○南本村長 まだ時間はありますか。

○千福議長 いや、一応終了しましたんで。

○南本村長 じゃあ、すいません、よろしいですか、発言させてもらって。

○千福議長 どうぞ。

○南本村長 ありがとうございます。

今、田村議員がおっしゃることは、私にとったら誹謗中傷の何物でもないというふうに私は思っております。もしそういう疑惑のことを考えられるんであれば、田村議員はやっぱり皆さんの大切な1票をもらって当選させて議会に出ておられるわけですから、疑惑があるんであればそういう告発状を持って、まずそういう警察ですか、私はあまりよく

分かりませんが、大阪府警に相談なさって調べてもらつたらいいと思います。

今、田村議員が発言されてることは桐山地区の受益者にとって非常に心外なことだと思います。私はいいです。ただ、しっかりとそういう疑惑があるというふうにおっしゃるんであれば、いざ告発状を警察のほうに届けられて、その結果、もし間違ってるということであれば私は謝罪してもらうつもりは一切ございませんが、農業委員会、委員会の会長をはじめ、桐山地区の受益者の方にきちっと謝罪するべきだと思います。

土地の仲介と農道とたまたま同じ時期か知りませんが、おっしゃることはよく分かりますが、この農道整備に関しては令和3年1月8日からスタートしております。そこから回数を重ねて、私も農業委員会に4度出席させていただいて要望が出たものでございます。

私は21の公約を掲げていますけども、それだけじゃなしにやはり第5次総合計画、村の計画、それとその次に要望があつて一番大事なのはこの議会の皆様方の要望を私は受け入れるようにしております。

企業誘致、藤浦議員も初めおっしゃいました大森地区、これも先、企業誘致しないといけないんじゃないかなっておっしゃったと思います。それも今やっと進めさせていただいておりまして、もう地積更正をするような段階まで行っております。

そういうようなことで、私はまず議会の先生方の要望をまず聞く、その次は地区の地区長さんから上がってきた要望を聞く、それと次は各種団体から上がってきた要望を聞く、それが私の皆さんのお意見を取り入れて一つにまとめていい方向に行くのが私の仕事だと思っておりますので、ぜひ告発状を警察に出してください。よろしくお願ひいたします。

○千福議長 田村議員、発言を許可します。

○田村議員 どうも発言を許可していただいてどうもありがとうございます。

村長、今おっしゃられましたけれども、一般質問の場はこうやって本来認められている範囲を超えてやり取りする場では、基本的には僕はやっぱりないと思いますので、その点はちょっとご了解いただきたいというふうに思います。

また、今の村長のご発言で、村長がこれが法に触れ得ることであるというふうに考えておられるというふうに理解いたしました。

以上です。

○千福議長 第2番目の質問者、井上議員、1問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一でございます。

議長通告に基づき5問の質問を予定しております。

まず、1問目としまして、村内の道路環境整備をということで質問いたします。

村内には国道や府道、村道等があり、維持管理等についてはそれぞれの所管の部署で行われていますが、現状を見ますと十分な維持管理が行われているとは到底思えない状況です。限られた予算の中で行われるのは承知をしておりますが、子どもたちが利用する通学路やそれに準ずるところについては要望が上がってきた時点での早急な対応を求められているという認識でございますが、現在のところ対応としてどのようにされているのか伺いたいと思います。

また、楠公道路と呼ばれる府道がございまして、道路の樹木伐採も何年も前から再三にわたり大阪府等にも要望してきましたが一向に進んでいる状況が見受けられないと感じております。この点について現状の状況とこれからどうしていくのか伺いたいと思います。

この道路においては府道でございまして、村の中学生も自転車通学で利用をされておられます。路側には山からの土砂や枯れ葉、雑草が繁茂して非常に危険な状態が続いております。この件も度々要望をさせていただいてますが改善の兆しが見えてこないのが現状でございます。改善しようとの意思はあるのか伺いたいと思います。

○千福議長 答弁者、西田産業建設部長。

○西田産業建設部長兼災害復旧室長 村内の道路環境整備についてご答弁いたします。

維持管理の要望対応について、村道の場合は契約業者に指示しできるだけ速やかに対応することとしており、府道や国道の場合にはその都度、大阪府富田林土木事務所に連絡し草刈り等を行っていただいております。

また、緊急の場合には府管理道路であっても村で草刈りなどを行うこともあります。昨年度は役場から中学校間において道路まで伸びた沿道の雑木除去を実施するなど、大阪府とも連携しながら通学路の安全確保に努めています。

また、楠公道路こと府道東阪三日市線の樹木伐採などは毎年度大阪府に要望している状況であり、昨年度は路側の土砂撤去が一部ではあるが行われているなど、少しづつ改善が図られていると認識しております。今後とも大阪府と連携しながら道路の適切な維持管理に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。

路側の土砂撤去等については一部が行われてることでございますが、私が時折、車

やバイクで走ることがあるのですがほぼ変化していないように感じられます。作業を行われたのであれば実施状況の報告等はできないのでしょうか。また、府道沿いにあるクスノキの大木についても以前から伐採等の対策を再三要望してまいりましたが進んでいない状況が見受けられます。現状どのような状況にあるのか説明をお願いしたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、西田部長。

○西田産業建設部長兼災害復旧室長 東阪三日市線の路側の土砂撤去については、村からの要望を受けて富田林土木事務所において旧小吹台バス停の付近、交差点の前後20メートル程度の土砂撤去をしていただきました。

また、クスノキについても路側から大きくはみ出ている状況は把握しておりますが、残りの土砂撤去と併せて対応いただけるよう大阪府に要望してまいります。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

要望に代えさせていただきます。

道路状況につきましては管理者がパトロールをされていると聞いておりますが、私たちが見る限りとても現状でも安全な状況にあるとは思えないです。限りある予算の中で事業を行っていただいてますが、見直しや改善は常に必要だと考えております。今後はどのように日頃の管理をされているのか、調査報告等をお願いしたいと考えておりますのでどうかよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 2問目の質問をさせていただきます。

水路の整備や維持管理について質問させていただきます。

水路の整備につきましては、私、過去に2回ほど質問をさせていただきましたが、現状を見ると予想どおりに環境、その他もろもろ悪い状況に陥ってきているのが見えております。人口が減少し、また高齢化の中、農業の担い手不足や若年層の都市部集中現象が追い打ちをかけるような状況で、また最近の異常気象に伴った、昨日も降ってましたけど、線状降水帯による大雨が想定をはるかに超えた状況をつくり出し、土砂崩れや河川の氾濫を引き起こし、しばしば危機的状況になってしまっております。現状で行われている旧来からの維持管理体制では十分な維持管理はとても困難なことは明らかでございます。過去の質問を振り返って、どの程度対策は進んだのか伺いたいと思います。また、取組としての

村行政の本気度を伺いたいと思います。

以上でございます。

○千福議長 答弁者、西田部長。

○西田産業建設部長兼災害復旧室長 水路整備や維持管理についてご答弁いたします。

令和5年6月議会でお答えしたとおり、水路を活用する受益者の集合体である水利組合等の管理者で行つていただいているところでございます。また、補助制度については平成29年度に村農業施設整備事業補助金要綱を小規模水路にも対応できるように見直しを行いました。

さらに、令和5年度から緊急時の連絡体制構築のため農業委員会や実行組合長会を通じて管理者の情報を調査しております、現在では約半数を把握することができております。今後とも水利組合等の管理者による維持管理を基本としつつ、村として円滑な水路の利活用ができるよう取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。

2回質問させていただいて少しづつでありますが認識を変えていただいて行動に移していただいているのは非常にありがたいことだと感謝しております。ただ、やはり現状はとても厳しいと感じております。少しづつでも前に一步、またさらに一步という形で進めていっていただければありがたいと思うんですが、水路整備や維持管理について現在、村として目標とされている取組っていうのはどういう状況なのか教えていただきたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、西田部長。

○西田産業建設部長兼災害復旧室長 水路の破損や詰まり、災害時の緊急対応など水利組合等の管理者と村が連携することは重要と考えており、そのためにも引き続き全ての水利組合等の管理者を把握するに向け、残り半数の調査を進めてまいりたいと思っております。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

要望に代えさせていただきます。

最近ではSDGsの活動等が世界的に認識される現状を考えると、地理的環境等を考え

村の未来を思い描くと、やはり自然豊かな山や水源を生かした第1次産業の持続、また発展が欠かせない部分であると考えています。

国や府に要望することは当たり前として、今住んでいる私たちが皆でこのすばらしい環境を守り、育てるのも大変重要なことだと考えています。また、行動することが必然だと思います。

世界中の事例を調べると様々な成功例、失敗例がありますが、まず行動を起こさないと状況は変化いたしません。バタフライエフェクトという言葉がございますが、まずチョウチョウの羽ばたきをしていただきたいと要望させていただいて終わります。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 3問目としまして、移住・定住の取組についてお伺いしたいと思います。

人口減少、少子・高齢化が進む中、村では新規移住者に対しての支援は皆無に等しいと思います。数少ない事業も実績は非常に乏しく、空き家バンクについてもなかなか成約に至らないのが現状でございます。

また、実際に移住された方の感想を伺うと、何ひとつ支援らしきものはなかったとの答えがほとんどでございます。また、地元で生まれ育つて地元を支えておられる貴重な若者、独身や子どものおられない方への支援も、これは日本全国であると思うんですけど、手薄だと感じていますので、この方々についても何らかの支援が重要ではないかと考えますが村としての考え方をお伺いしたいと思います。

○千福議長 答弁者、西田部長。

○西田産業建設部長兼災害復旧室長 移住・定住の取組についてご答弁いたします。

村ではこれまで空き家の改修補助、新築マイホーム取得費用補助など、移住・定住の取組を実施してまいりました。また、空き家バンクの運営を民間団体に引き継いだことでより柔軟な対応が可能となっていると考えますが、議員ご指摘のとおり、直近の成立件数は少ない状況となっております。

今後はより多くの方が活用できる移住・定住の取組について、他団体での事例なども参考に調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 要望に代えさせていただきます。

今回、村長選ございますけど、村長の公約にも空き家を活用する賃貸住宅制度っていう

のが載ってました。実現に向けて進行中なのかどうかはちょっと存じ上げないんですが、また様々お聞かせ願いたいと思います。

また、シェアハウスやレンタルハウスと、可能性のあることについてはいろいろと挑戦するというか、余力もあるんじゃないかなと思いますのでぜひ何か検討していただいて、失敗せんほうがいいですけど、失敗も将来の成功の糧となる信じておりますのでどうぞ挑戦していただきたいと思います。

以上でございます。

○千福議長 4問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 4問目としまして、役場コンシェルジュの設置について質問させていただきます。

以前、村役場本庁舎において来庁された村民さんに挨拶をしたり、案内、誘導されたりする職員さんが交代で働いていたと記憶しています。私たちもほかの自治体を訪問したときに気持ちのよい応対をされている担当職員の方に出会うことがあり非常に印象深く記憶に残っています。元気な挨拶でみんなでつくると総合計画にあるように、明るく清潔なイメージの持てるような庁舎にと思い、1階玄関付近に総合世話係的なものを配置できないかと考え提案したいと思います。お考えはいかがでしょうか。

○千福議長 答弁者、中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 村役場に関する情報についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、総合案内のためコンシェルジュを設置する自治体があることは認識しております。コンシェルジュの設置は住民の利便性の向上のためには有効な手段の一つであり、今後他自治体での実施状況を確認の上、1日当たりの来庁者数などを考慮しながら、人を配置するのがよいのか、また総合窓口課の設置など組織、機構を見直すのがよいのかも含め、本村に適した手法について検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。

再質問といたしまして、窓口業務というのは一般企業の最前線に当たる部署として忙しく、様々な業務を兼務する中でのご対応となると思いますが、役場全体のイメージがその瞬間に決まってしまうと考えると非常に重要な部署と言えるのではないでしょうか。現状の窓口の業務体制とお考えを伺いたいと思います。お願いいいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 議員ご指摘のとおり、窓口での第一印象、職員一人一人の対応が村民の皆様の信頼につながっていくものと考えております。村長からも一人一人が高い意識を持ち相手の立場に立って情の籠もった思いやりで対応するようにと機会あるごとに指示をされているところであります。職員も常にそうした意識を持って丁寧な対応を心がけているところでございます。今後とも村民の皆様から信頼していただける役場となるよう取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

要望に代えさせていただきます。

最近ではカスタマーハラスメント等が大変問題になっていますが、なお一層来客への接遇対応は重要になってくるのではないかと想う。機械化され人との接触が少なくなるほどシビアな要件にされようかと考えます。また、コロナ禍の中、窓口でのやり取りが非常に聞き取りにくい状況が発生しております。今なおそのような状況が続いているが、そんな中、最近話題になっているのが軟骨伝導イヤホンです。古くからある骨伝導とは違って様々な利点が多いようでございます。聞こえっていうことは対話には必需品でございます。こちらのほうもぜひ調査研究をお願いしたいと思います。

また、取組としては今後どのように取り組むのか、また職員の研修等はどうされるのか、また目標等、数値化されたりするのか、検討の後、お示しいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○千福議長 5問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 方向指示看板の導入をということで質問させていただきます。

村内の道路沿道に史跡、名所や地名の方向指示看板をよく見かけますが、とても満足のいくレベルのものは少ないと感じています。村内は細い山道がくねるように走っています、分岐等はどこに向かうのか、ある程度慣れてきた人にも難しいときがございます。村外からの来客者にしてみたら推して知るべしではないでしょうか。

そこで、新たな方向指示看板の設置を村の情報発信として取り組まれてはと思いますがいかがでしょうか。

○千福議長 答弁者、西田部長。

○西田産業建設部長兼災害復旧室長 方向指示看板の導入についてご答弁いたします。

方向指示看板については、観光、史跡、地名等、様々なものが村内各所にあり、必要に応じて更新や補修を行っているところでございます。また、金剛山や道の駅など多く訪れる方への情報発信としまして既存の方向指示看板に加え、昨年度新たに観光ガイドマップを作成し各所に配り活用していただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

村内にある方向指示看板はとても統一感がなく非常に見にくいものが多いと感じています。また、お隣の河南町が最近きれいな看板を取り入れられておりまして統一感があり非常に見やすいと感じています。

村としましても、やっぱり訪れる方々に分かりやすいものが必要と考えているところでございますがいかがでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、西田部長。

○西田産業建設部長兼災害復旧室長 方向指示看板による施設や史跡への誘導については、アクセス道路や近隣家屋の状況など様々な条件を考慮し慎重に対応すべきと考えております。村を訪れる方々への情報発信については方向指示看板も含め様々な手法を検討してまいりたいと考えております。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

要望に代えさせていただきます。

村におきましては各種団体が自己責任で配置されたものが数多く見られまして、とても維持管理も到底おぼつかない状況のものが多いと感じています。先ほどおっしゃってました観光マップとの連動で興味や来村を促す効果もあると思いますので、こういう方向指示看板の導入は他地域の状況も参考にしながら調査、また研究してぜひ取り組んでいってほしいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○千福議長 3番目の質問者、徳丸議員、1問目の質問を許可します。

○徳丸議員 議席番号4番、日本共産党徳丸初美、議長通告に基づき質問をします。

若者や子育て世帯の応援は進んだのか、令和2年7月に就任後の8月臨時議会での所信

表明で、村長は5年先、10年先を見据えた行動を今新しい村づくりのためにワンチームと掲げました。あれから4年がたち、村の若者や子育て世帯の応援は進んだのか。日本共産党が長年村民の声として議会で提案してきた給食費の無償化、子どもの医療費助成、通学バス負担金の補助などについて実施していただいたことは評価できます。

しかし、これらの施策を実施したことで村長はにぎわいのある創出と子育て世帯の負担軽減を行い、子どもたちの声のある村、活気ある村づくりを行い、いつまでも住み続けられる村の実現ができたと考えておれるのか、村長の考えを伺います。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 お答えをさせていただきます。

まず、徳丸議員が私の4年前のことについて触れていたので少しお時間をいただきまして、令和2年7月に就任させていただいてからまずコロナが真っ最中でやっとコロナが5類になったのは去年の5月でございます。そんな中、議員の皆様方と我々職員と力を合わせて集団接種もしていただきました。本当に感謝いたします。

やれやれと思ってましたら、金剛タクシーがもう廃止しますということで急に驚いたんですが、そうこうしますと8月にまた金剛バスが廃止します。12月20日をもってやめます。私が就任させていただいてから今までに例を見ない異例なことばかりで、その都度対応していました。そのときも議員の皆様方からいろいろなご協力をいただき本当に感謝いたします。

そういう上で、この若者や子育て世帯の応援が進んだのかっていうことに対しまして、私の公約の一つである若い世代の子育てを応援する項目のうち、まず給食費の無償化について令和2年9月から実施をさせていただきました。

次に、通学バスの軽減につきましては令和3年4月から、定期券は6,500円を4,000円に、回数券は180円を150円に減額させていただきました。そして、子ども医療費の助成については令和4年4月から中学3年生までを18歳までに拡大をさせていただきました。

これら子育て施策については他の自治体と比較をしていただきましても遜色がないものと私自身自負しておるところでございますが、公約の中にはまだまだ道半ばな施策もございます。いつまでも住み続けられる村の実現に向けて、引き続き村政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますのでどうかよろしくご支援のほどお願ひいたします。

以上です。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 出生率、人口が増えているところが全国に幾つかあります。そういうところはやはり思い切った独自のやり方を工夫しておられます。財政が厳しい中でもこれは村を挙げて取り組むべき課題だと思います。

日本は教育に大変お金がかかります。高等教育、専門学校、短大、大学、大学院など、目指す学生に村独自の奨学金を出すことをお願いしたいと思いますが、この件について村長の答弁をお願いします。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 令和5年9月の議会において井上議員の一般質問に対し奨学金の返還に係る支援制度についてその必要性は一定理解できるものの、財政上の観点から現時点では優先順位は低いとお答えをさせていただいております。

現時点においてもいろいろと考えていかなくてはいけないところがたくさんあるんですけども、現時点では少しちょっと順番をずらしてもう少し時間をいただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 昨年、この村に19人の赤ちゃんが生まれたと聞いています。赤ちゃんが生まれたらおむつ代と限定せずに村から1か月2,000円、2年間補助をしてほしいというふうに思います。3万円から4万円の予算で行けます。できることではないと思います。

近隣の市町と遜色ないっていうふうに先ほどおっしゃいましたが、やはりこういったことはほかに先駆けてやることで千早赤阪村は大阪に1つしかない村ですのでニュースになります。そういうことを先駆けてやる考えはないのかお聞きします。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 私、先日も4か月健診にいつも積み木をプレゼントさせていただいてまして、そのときに今回また広報に載せさせていただいていいですかって言ったらいいですよっておっしゃっていただいたんですが、4名の方がおられて、その中に双子の赤ちゃんがおられました。私、その赤ちゃんを手を消毒して抱いて、片っぽに積み木を持って写真を撮させていただいて非常にうれしく思ったんです。

そのときにその中で赤ちゃんが6人目の方がおられました。その方も村長、私これ6人目、6人目は結構少ないと思います。5の方はおられますけども6人目は非常に少ないと思います。ある自治体に行けば2人目を産めばお金をもらえる、3人目を産めばお金をもらえるということも聞いてるんやけども、要は積み木もいいんですけどお金が欲しいん

ですって言われて、もう本当に切実におっしゃいました。そのとおりだと思います。

ただ、やはり私たちは総合的ないろんな判断をしていかないといけないので、今現段階では先ほど申し上げましたとおり子育ての施策については村民のニーズや費用対効果など、総合的な判断をいたしまして今現在すぐについてわけにいかないんですけども、また皆さんと一緒にお話を聞かせていただきてまた総合的に考えていきたいと思います。

答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 子どもは国の宝、村の宝です。若者や子育て支援がそこまで手厚いんだったら移り住んでみようと思える村、子どもたちの声が響く村にするために今何よりも先に取り組むべき課題だと考えます。

今の時代はSNSとかインスタグラムなど、よいと思えばすぐに発信され拡散されます。自然が豊かで空気と水がきれいな千早赤阪村で子育てをしたいと思い移り住んでもらえるよう、ほかの市町にない思い切った支援をして人口増を目指すことをお願いして終わります。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 合併をどう考えているのか。

南河内地域2町1村未来協議会の設置要綱には2町1村がより連携し、共同で財政改革や公民連携、さらなる広域連携に取り組むとともに、選択肢の一つとして合併についても検討を深め、この地域のさらなる発展、成長を目指すため、南河内地域2町1村未来協議会を設置すると規定されています。

ところが、太子町長は3月の議会の一般質問の答弁で、太子町、河南町、千早赤阪村の3町村が合併しても根本的な問題解決にはならない、私自身考えていますということを話されています。合併後、完全に指定している任期最後の議会を迎えた今、合併という選択肢は避けて通ることができないという考えに変わりはないのか伺います。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 ご答弁申し上げます。

まず初めに、合併に対して考え方に対しては、今現在、合併はもしそういう話が出たら私は大反対です、今の現状からいきますと。まず、それを冒頭にお伝えした上でお答えをさせていただきます。

ご指摘の南河内地域2町1村未来協議会では、昨年度は町村が将来にわたって持続的か

つ安定的に住民サービスを提供できるよう、行財政改革、公民連携及び広域連携推進に向けた調査研究、2町1村の未来予測や将来課題への対応策など検討をしてきたところでございます。

今年度についてもそれらの検討を続けるとともに、市町村合併を検討するための調査研究も行っていくとなっておりますが、合併することを前提としているわけではなく、全国的な事例の調査研究を行いながら将来的な選択肢の一つとして議会や住民の皆様と将来の課題を共有することを目的としているものでございます。

最後に、私の考えについて、令和5年6月議会での藤浦議員からのご質問に対し、副村長から今後の急激な人口変動を考えるとこれまでと同じような行政運営を行っていくことは難しく、20年先、30年先を見据え、将来的な合併の議論は必要になってくると思うし、村長も以前からそのように発言していると答弁しているところ、現時点においてもその考えには変わってはおりません。よろしくお願ひいたします。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 現時点では合併は考えていないという言葉をお聞きしました。合併になると住民の要求を届ける議員の数も減少し、施設は極端に減り、住民サービスはたちまち悪くなります。千早赤阪村の住民の多くの方は合併を望んでおられません。人口が少なくなても独自のやり方で合併をせずに来ているところもあります。

今ある村をどうするのか、住民の意見をしっかりと聞き、最後の最後まで持続可能な村であり続けるために全力を尽くしてほしいとお願いして終わります。

○千福議長 要望ちゅう形でよろしいですね。

○徳丸議員 はい。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 安全に不安がある万博への子どもの招待に反対するということで発言させていただきます。

万博会場建設現場において、3月28日、工事中にメタンガス爆発事故が発生しました。万博会場となる夢洲はもともとごみや汚泥、土砂の処分場であり、かねてから可燃性ガスの発生が指摘されております。国会でもその危険性を取り上げられています。今回の事故について、大阪府や関係機関は事故原因等調査をしているとは思いますが、学校現場や父母、府民から本当に子どもを連れていっても大丈夫なのかと安全面に対し心配する声が出ています。

また、建設途中で不明なことがあまりにも多いことや、情報が圧倒的に少ないことなどについても不安な声が出ています。大阪府では子どもたちを学校の遠足で招待するという話を聞いておりますが、このような状況下において招待を見送るべきだと思いますが、教育長の考えを伺います。

○千福議長 答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 安全に不安がある万博への子ども招待に反対についてご答弁いたします。

大阪府においては児童・生徒は未来社会の革新的な技術やサービスを直接体験することによって将来に向けた夢と希望を感じることができるように、2025日本国際博覧会児童・生徒招待事業として府内全ての児童・生徒を無料で招待することとされております。

村教育委員会といたしましては、参加するに当たり議員ご指摘の会場内の安全面や必要な情報が十分に得られないことに対し、先般、大阪府町村教育長会を通じ大阪府教育委員会へ早期に解決すべき問題として緊急要望を行ったところでございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望でお願いします。

既に交野市では学校行事として万博に生徒を参加させることを取りやめるということに決めたようです。万博の期間は猛暑の期間でもあり、時期でもあり、熱中症の心配も心配されます。パビリオンも選べず、場合によっては割当てになると聞いております。バスを降りてから会場まで30分ほど歩かなければならない。陰がなく、昼食は団体休憩所で取ることになっていますが、1日最大1万4,000人の児童・生徒が来場する想定になつており、団体休憩所は2,000人しか収容できないと聞いております。

また、水分補給は欠かせないことであります、会場内の買物はキャッシュレスが基本というふうに聞いています。水筒を2本、3本と持っていくなければならないなど、子どもにとっても、引率する先生にとっても大変なことだらけです。子どもの安全・安心のためにも学校行事としての万博参加については中止に向け再度検討していただくことをお願いして終わります。

○千福議長 第4番目の質問者、藤浦議員、1問目の質問を許可します。

○藤浦議員 議席番号7番、平政会藤浦稔です。よろしくお願いします。

1問目、人事管理について質問させていただきます。

5月号の広報紙に14名の新人職員の顔写真が掲載されていました。14名の職員が入庁してくれたことはとても喜ばしいことですが、正職員88名中、約16%が新人職員と

いうことになります。住民の方からはたくさんの新人が入庁されたら逆に辞めたい人もこれだけいるのか。役場は夜遅くまで電気がついている、残業が多いのでは。職員数が少ないので1人当たりの職務量はほかの団体より多いのではなどの声を聞きます。

昨年12月議会で人事管理について私は一般質問をしました。そのとき村長は、職員が意欲、能力を発揮でき、やりがいを持って働き続けることができる環境整備を取り込んでいくと答弁されました。具体的にどのような環境整備を行ったのか、また職員がやる気の出るような人事施策を行っているのかをお伺いします。

○千福議長 答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 人事管理についてご答弁申し上げます。

具体的な環境整備につきましては、まず給料面において近隣自治体よりも初任給が低い状況にあったことからその見直しを行うとともに、若手職員を中心に給料の再格付を行い賃金アップを図りました。職員数については職員の負担軽減を図るために業務量に合った適正な職員数が確保できるよう採用を行ったところでございます。

また、主査級への昇任試験について、これまでの在職8年かつ32歳以上という基準を撤廃し、給料の号給が2級、20号給以上の者を対象とする受検資格の緩和を行うことで最短で4年早く受検することができるなど対象者の拡大に努めております。

今後とも職員の意見を聞きながら働きやすい環境、職場づくりに努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 この質問に関して私は村長答弁を希望しておりましたが、中野部長も大変だということはよく分かりました。

職員にとって非常に温かい中身のある答弁をありがとうございます。

再質問、要望はありません。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 金剛バスの事業廃止に伴い、昨年12月21日から4市町村や村のコミュニティバスの運行がスタートし、陸の孤島とならなくてよかったです、ありがとうとの声も村民から聞いております。

村では減便ではあるが南海バスの協力もあってある程度のバス便数など確保されたことは理解しております。しかし、日々通勤、通学で利用している人たちにとっては、減便、乗り継ぎなどで大きな問題があることも事実であります。このような現状をどのように理

解されているのか伺います。

また、運転手の確保や乗客の確保など、バスの運行を続ける上で今後想定される課題にどのように対処されていくのかをお伺いします。

○千福議長 答弁者、西田部長。

○西田産業建設部長兼災害復旧室長 地域公共交通の現状と今後の課題についてご答弁いたします。

議員ご指摘のとおり、中学校でのバスの乗換え、駅での電車への乗り継ぎは課題の一つとして認識しております。まずは、スムーズな乗り継ぎなど利便性向上を図るため、スマート定期などのデジタル化やキャッシュレス決済の導入に向け検討してまいります。

また、持続可能な公共交通の維持には乗務員の確保が必要不可欠であり、4市町村が連携し取り組む課題として引き続き対応を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 減便前の金剛バスは6時から8時台は1時間に3便、19時台は3便、20時、21時台は2便がありました。減便となったことから近鉄電車の乗り継ぎにも影響するという大きな問題が発生し、私の知ってる限り事実、若者が転勤異動に伴い転出されたり、マイカー通勤に切り替えたりしてバス利用を変更しております。

運転手の確保や村の財政負担も大きいことから簡単に解決できることではありませんが、再度、村の現代のバスの運行状況をどのように理解されているのか伺います。また、今年度はバスの乗降調査を実施するとお聞きしておりますが、利用者の声なども聞かれるのかをお伺いします。

○千福議長 再質問の答弁者、西田部長。

○西田産業建設部長兼災害復旧室長 昨年12月21日から4市町村及び村でコミュニティバスの運行を開始し、一定通勤、通学の交通手段を確保できたと考えております。今後は4市町村において乗降調査の実施、広域での広域交通計画を策定するなど、実態に合ったバスの運行見直しや利用者ニーズに合った交通体系の構築について引き続き検討してまいります。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望でお願いします。

今の部長からの答弁ありがとうございます。

地域公共交通事業は全庁的に取り組むと以前から答弁されていましたが、現在においてもいまだに都市整備課だけが業務している状況であります。通学バス、診療所の送迎事業、地域公共交通利用助成事業などと併せて全庁的に取り組む必要があると私は思います。

また、地域公共交通利用料助成事業については、近鉄タクシーと第1交通タクシーと協議され村内の介護タクシーを対象事業者に追加されることを併せて要望して終わります。

○千福議長 ここで休憩といたします。

13時からの再開といたしますのでよろしくお願いします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

第5番目の質問者、服部議員、1問目の質問を許可します。

○服部議員 議席番号3番、服部幸令。議長通告に基づき4問質問をさせていただきます。

まず1問目、タクシー券の利用拡充について質問をさせていただきます。

住民から公共交通利用助成券、いわゆるタクシー券の配布はありがたいが、介護タクシーや坊ちゃん福祉タクシーでも使えたより便利などの声があります。3月21日の地域公共交通対策特別委員会において質疑しましたが、タクシー券を介護タクシーや坊ちゃん福祉タクシーに利用拡充することはできないのか伺います。

○千福議長 答弁者、西田部長。

○西田産業建設部長兼災害復旧室長 タクシー券の利用拡充についてご答弁いたします。

地域公共交通利用料助成補助金について、昨年6月に金剛タクシーの廃業、また同年12月には金剛バスの廃業と利用対象の事業者が減少している状況にあり、議員ご指摘のとおり利用対象事業者を拡充する必要は認識しているところであります。

加えて、昨年度より村地域公共交通協議会において策定を進めている地域公共交通計画の中でも利用者ニーズに応じた交通サービスの確保を課題の一つとしていることから、まずは介護タクシーと坊ちゃん福祉タクシーなどの実態調査に向け事業者への聞き取りを実施しているところです。今後ともこれらの取組を進め、村民にとってより利用しやすい事業となるよう努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。

事業者への聞き取りを開始しているとのご答弁でしたが、事業者はどのような反応をされたのか伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、西田部長。

○西田産業建設部長兼災害復旧室長 先般、ある業者に地域公共交通利用料助成事業の説明を行ったところではありますが、対象とすることについて一定のご興味を持っていただけたのではないかと考えております。引き続き、事業者との協議を重ね、事業者の拡充に向け村の公共交通協議会に諮ってまいりたいと思います。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 要望でお願いします。

事業者の拡充は住民の要望でもあります。事業者と利用者の双方にメリットがあり、これからも利用拡充に向けて取り組んでいただき少しでも住民の移動手段の選択肢が広がることをお願いして質問を終わります。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 2問目、ふるさと納税の目標達成について質問をさせていただきます。

令和6年3月の予算特別委員会で質疑しましたが、今年度のふるさと納税の目標はかなり高く設定されています。ふるさと納税の納付が一番多いのは12月と聞いており、残り半年ほどになっています。目標達成のために現在どのような取組を行っているのか伺います。

○千福議長 答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 ふるさと納税の目標達成はについてご答弁いたします。

寄附金額を増やすためには魅力的な返礼品を増やすことと千早赤阪村を知ってもらうことが重要であると考えており、令和5年度は105点の返礼品の追加申請を行いました。今年度も9点の申請を行ったところです。また、SNSでの情報発信を行うとともに、4月20日、21日に行われました中之島でのイベントにも参加し村のPRを行ったところでございます。

今後も引き続き返礼品の新たな掘り起こしを行うとともに、機会があるごとに村外での各種イベントに参加し千早赤阪村のファンを増やすことができるようPRを行っていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 返礼品の追加申請を行ったというご答弁でしたが、現在認定された品数と主な品目はどのようなものがあるかお伺いします。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 昨年度申請した105点のうち、4月末時点で認定されました品数は97点であります。その主なものといたしましては、村産のお米やおもちゃの木工品、3町村の共通返礼品であるゴルフ場周遊券などがあります。

なお、中には時期的なものや事業者の都合により常時全ての返礼品があるわけではないので、この点はご留意をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 要望でお願いします。

今までにふるさと納税に関して幾つか質疑させてもらったことがあります、ふるさと納税の返礼品の開発は村のアピールだけでなく村内の生産者などとの交流にもなると思いますので、今後も新しい開発などに積極的に取り組むことを要望します。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 3問目、災害時の受援計画策定についてを質問させていただきます。

1月1日の能登半島地震発生から約半年が経過し様々な検証がなされています。この検証の中で被災地側の受け入れ体制の不備が指摘されています。例えば、台湾は国際人道救援に当たる医師を含む160人規模の救助隊の準備を完了したと日本政府に連絡しました。しかし、日本政府関係者は被災地では道路などの被害が甚大で陸路で救助隊員を大量に送り込むことは容易ではない事情があると台湾の支援は断り、諸外国に対しても支援要請はしなかった経緯があります。

本村は大阪府内でも急峻な地域であり、一たび地震が発生した場合、土砂災害や道路の寸断などが予想されます。迅速な支援を求めるためにも受援計画の策定が不可欠であると考えますが、計画策定の状況についてお伺いします。

○千福議長 答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 災害時の受援計画策定についてご答弁いたします。

議員ご指摘のとおり、能登半島地震を受け様々な課題が取り上げられており、その対策

の一つとして受援計画の策定は重要な取組であると認識しております。受援計画は大規模な災害が発生し本村が被災した場合、本村のみで膨大な災害対応業務を行うことが困難と想定されることから、外部からの人的支援や物的支援を円滑に受け入れ、それらを効果的に活用し早期の復旧を図るための体制や手続などを定めるものであり、今年度中の策定を目指し現在作業をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 計画を作成してもいざというときにそれが機能しないのであれば、まさしく絵に描いた餅ということで意味がありません。この点について今後どのような対応を考えているのかお伺いします。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 現在進めている計画策定作業の過程で村内各部課に対しまして内容等についての意見照会等を行う予定としているほか、同計画の実施に向けた職員研修や訓練等を実施することとしております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 要望でお願いします。

災害が起こったとき庁舎に対策センターが設置され、村長をはじめ、危機管理課や他部署の職員も対応されます。人員がそろっても指揮する人がいなければ右往左往するばかりで受援計画の意味をなさない可能性があります。いざというときに対応できるよう、日頃から職員の訓練などに取り組んでもらうことをお願いして要望とさせていただきます。

○千福議長 4問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 4問目、桐山地区の農道整備事業について質問をさせていただきます。

令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第14号）で繰越明許費補正し600万円を繰越ししています。農道整備事業の進捗状況についてお伺いします。

○千福議長 答弁者、西田部長。

○西田産業建設部長兼災害復旧室長 桐山地区の合同整備事業はについてご答弁いたします。

農道整備事業として昨年度実施していた構想設計業務について、地元農家との調整に時

間を要し年度内完成の見込みが立たなかつたことから今年度に繰越しを行つたものであります、5月15日に完了検査を行いこれをもつて業務は完了、終了しております。

今後、その結果を踏まえ、今年度予算で措置いただいた実施設計の施行に向け手続を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 農道の整備は地元農家が今後も農業を営んでいく上で重要なことだと認識しております。しっかりと着実に進めていってもらいたいです。

次に、今般の農道整備事業を桐山地区において実施することになった経緯を改めてお伺いします。

○千福議長 再質問の答弁者、西田部長。

○西田産業建設部長兼災害復旧室長 農道整備事業は令和4年12月議会における田村議員からの農業支援が不十分ではないかとのご指摘を踏まえ、令和5年度当初予算において計上させていただいたものです。

その後、農業委員会委員の皆様や各区長、自治会長に当該予算についての説明を行い、農道整備を希望される農家がおられる場合は当該地域での話をまとめていただいた上で村に相談してほしいという投げかけを行つた結果、桐山地区からの希望があつたので地区での話合いを中心にこれまで検討を重ねてきたところでございます。

以上です。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 経緯については了解いたしました。

農道整備事業を桐山地区で実施する計画が出てから、先ほど田村議員からも質問もありましたが、村長が自分の利益のために桐山地区での農道整備を決めたという話が私の耳にも入ってきています。この点について村長ご自身の見解はどうかをお伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 先ほど建設部長のほうから答弁しましたとおり、今般の農道整備事業の実施箇所については村内農業関係者に希望を募る形で進めており、桐山地区での話合いに私自身の恣意的な判断が入る余地はございません。

これまで再三申し上げきましたが、私は村長に就任して以降、利害関係にとらわれない常に公正公平な立場で村政運営に努めてまいりました。服部議員が聞かれた話は事実無

根であり誹謗中傷以外の何物でもありません。仮にそのような話があるのであれば、証拠や根拠を私に示していただきたいと考えます。

田村議員のご質問にもありましたように、もしそうであれば告発していただければ結構かというふうに思っております。

以上、箇所決定の経緯に何らおかしい点はなく、私としては引き続き地区の方々のご意見、ご希望を聞きながら農道整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

服部議員。

○服部議員 村長選が近いからかもしれません、いろんなうわさの域を出ないような話が村内のあちこちで聞かれ、当然私もそういううわさを耳にしております。ただ、私自身はできる限り中立な立場で立って、両者の言い分を聞いた上で判断するようにしております。

特に、最近では4月に行われた衆議院補欠選挙での選挙妨害などについて、特に大学生や20代や30代の若者からは否定的な意見が多く出ています。今は昭和ではなく令和の時代であり、たとえ対戦相手でも敬意を払う、いわゆるリスペクトする時代だと私は考えております。もうそろそろ批判では支持は集まらないということに気づくべきだと思っております。ぜひ選挙に出られる方々は誹謗中傷や批判で相手をおとしめるようなことは避けて、自分の政策を訴えて正々堂々と戦っていただきたいものです。

また、農道整備事業については4月に配布した私の議員活動報告のビラ、ゆきのり通信を見られた特に桐山地区の地権者の方々からは、農道整備事業の重要性について様々な声をいただきました。桐山地区は本村の中では比較的田畠の高低差が少なく造成もしやすい地域です。農道が整備されれば、私も含め新規就農者が増える可能性があります。

ただ、すぐに効果が出るわけではありませんが、結果として雇用創出、移住・定住、空き家の利活用、ふるさと納税の返礼品開発とつながっていく大事な事業であり、決して1地区の利益だけの話ではなく、村内の他の地域へも効果は波及していくと考えております。

南本村長をはじめ、職員一丸となって村の発展のためにも農道整備事業を完遂することを要望して終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○千福議長 以上で一般質問は終了します。これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、散会といたします。皆さんお疲れさまでした。

午後1時20分 散会

令和6年第2回千早赤阪村議会定例会（第2号）

1. 招集年月日

令和6年6月6日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 千 福 清 英 | 4番 徳 丸 初 美 |
| 2番 井 上 浩 一 | 6番 田 村 阳   |
| 3番 服 部 幸 令 | 7番 藤 浦 稔   |

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 村 長 南 本 斎       | 健康福祉部長 池 西 昌 夫        |
| 副 村 長 稲 山 喜与一   | 産業建設部長兼災害復旧室長 西 田 明 弘 |
| 教 育 長 栗 山 和 之   | 教育委員会事務局理事 森 田 洋 文    |
| 村政戦略部長 中 野 光 二  |                       |
| 総 務 部 長 日 谷 順 彦 |                       |

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 議会事務局長 柏 原 美 佳 | 議会事務局書記 土 井 達 也 |
|----------------|-----------------|

7. 議事日程

日程第1 議案第32号 千早赤阪村税特別措置条例の改正について（委員長報告）

日程第2 議案第33号 令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）（委員長報告）

日程第3 議案第34号 令和6年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（委員長報告）

日程第4 議案第35号 令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）（委員長報告）

日程第5 報告第 1号 令和5年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第6 議案第36号 核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー参加を

求める意見書について

日程第7 議案第37号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書  
について

日程第8 大阪広域水道企業団議会議員の選挙について

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前10時00分 開議

○千福議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

まず初めに、6月4日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 それでは、報告いたします。

去る6月4日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会に上程する議案の審議方法を審査しましたので、報告いたします。

まず、本日の付議案件は日程のとおり、報告第1号、議案第36号、議案第37号、大阪広域水道企業団議会議員の選挙、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件です。

議案第32号から議案第35号については、総務民生常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に文教建設常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行った後、1議案ごとに討論、採決を行うことに決しています。

次に、日程第8、大阪広域水道企業団議会議員の選挙を行い、日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件の採決を行います。

以上でございます。

○千福議長 ありがとうございました。

~~~~~

○千福議長 日程第1、議案第32号千早赤阪村税特別措置条例の改正についてから、日程第4、議案第35号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題とします。

各議案は、5月29日の本会議において各常任委員会に付託していましたので、その結果を順次報告願います。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

徳丸総務民生常任委員長。

○徳丸総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をします。

去る5月29日の本会議において付託を受けました議案4件の審査を行うため、5月30日に南本村長ほか関係職員の出席を求めて委員6名出席のもとに開催しました。

議案第32号千早赤阪村税特別措置条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終

結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第32号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第33号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）総務民生常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に質疑を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第33号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第34号令和6年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第34号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第35号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第35号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧いただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、文教建設常任委員長より報告を求めます。

田村文教建設常任委員長。

○田村文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る5月29日の本会議において付託を受けました議案1件の審査を行うため、5月30日は南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席のもとに開催いたしました。

議案第33号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）文教建設常任委員会所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終

結したのち、採決をいたしました。採決の結果、議案第33号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧いただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第32号千早赤阪村税特別措置条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号令和6年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第5、報告第1号令和5年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 報告第1号は、令和5年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本件につきましては、庁舎周辺敷地境界測量業務ほか12事業に係る経費について令和6年度へ繰越ししたものでございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日付で繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務部長。

○日谷総務部長 それでは、報告第1号令和5年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

2ページ目をお願いいたします。

事業名、庁舎周辺敷地境界測量業務は、敷地隣接地関係者との調整に時間要したため、93万5,000円全額を繰越ししたものでございます。

事業名、住基システム改修業務は、補助金実施要領の改正により改修内容が追加され5年度に完了できないため、490万円全額を繰り越したものでございます。

事業名、戸籍情報システム改修業務は、補助金実施要領の改正により改修内容が追加され5年度内に完了できないため、455万4,000円全額を繰り越したものでございます。

事業名、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業は、令和5年度予算で全額措置するよう国からの指示があったため、2,400万円全額を繰り越したものでございます。

事業名、高齢者世帯生活支援臨時給付金事業は、令和5年度予算で全額措置するよう国からの指示のため、300万円のうち199万円を繰り越したものでございます。

事業名、自動火災報知設備受信機更新工事は、令和5年度中に導入予定の機器が製造中止となり再設計が必要となったため、1,078万円全額を繰り越したものでございます。

事業名、新型コロナワクチン接種事業は、新型コロナワクチン接種事業が令和5年度に終了いたしましたが、医療機関からの請求遅れの分の支払いや在庫保管しているワクチンを廃棄する必要があるため、87万円全額を繰り越したものでございます。

事業名、農道整備設計業務は、構想計画の線形が地元の意向により一部変更となり当初の工程が順延したため、600万円全額を繰り越したものでございます。

事業名、既存防災倉庫撤去工事は、既設倉庫への電気工事に時間要したため、357万円全額を繰り越したものでございます。

事業名、くすのきホールキュービクル改修工事は、高圧ケーブルの交換工事が令和5年度中に完成しなかったため、217万1,000円全額を繰り越したものでございます。

事業名、村道大廻高塚線災害復旧工事は、地権者との協議に不測の日程を有し工期内の完成が困難のため、1,263万3,000円のうち1,263万2,400円を繰り越したものでございます。

事業名、千早赤阪村立中学校グラウンド擁壁災害復旧事業は、復旧工法の検討に時間を要したことにより、国庫補助の決定や史跡における現状変更に関する許可が遅れ年度内の工事完了が困難なため、1,290万8,000円全額を繰り越したものでございます。

事業名、災害復旧対策工事は、雨天等の影響で当初の工程から遅れを生じ工期を延長す

ることとなつたため、697万円全額を繰り越したものでございます。

なお、各事業の財源内訳は記載のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 これより報告第1号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

井上議員。

○井上議員 すいません、ちょっともう少し詳しく教えていただければありがたいんですけど、衛生費、自動火災報知設備、何か予定していた装置が駄目になったとかという話やったんですけど、もう少しだけ詳しく教えていただければと思うんですけど、分かりますでしょうか。

○千福議長 池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長 先ほど総務部長のほうからも説明がございましたが、令和5年度中に保健センターの機械を更新するという予定でございましたけれども、新たに新機種ができるということでしたんで次年度に繰り越したということでございます。古い機種を5年度に入れてしまうと修理とかその辺あったときに部品の耐用年数とかいろいろな問題がありますもんと、繰り越して次年度に新しい機種を設置すると、入替えするというようなことで繰越しさせていただきました。

以上です。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。よりよいものをということできたということですね。

あと、続いてその下のワクチンの部分なんんですけど、これももう少しだけちょっと内容的なものを教えていただければと思います。

○千福議長 池西部長。

○池西健康福祉部長 新型コロナの分でございます。内容ですけれども、コロナの接種の費用であるとか、廃棄物の費用であるとか、次年度に繰り越したわけでございますが、接種費用につきましては病院のほうで1人当たり幾らというような単価でコロナワクチン接種をしていただきますけども、その請求が連合会を通して役場に来るというようなことで、1か月、2か月遅れるというようなところがございますので繰り越して支払いすると。主な内容ですけども、接種費用が主なところです。

以上です。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

その分は分かるんですけど、あと何か廃棄をしたとかというて聞いたんですけど、その部分は。多分ワクチンとかの廃棄って、それ相当の廃棄処理しないとあかんと思うんですけど、何件分ぐらいの廃棄があったんでしょうか。

○千福議長 池西部長。

○池西健康福祉部長 廃棄ですけど、今ここに詳細な資料がございませんのでワクチンが幾ら廃棄したかということが、後ほどまたお答えさせていただきますけれども、廃棄する、1つの箱に入れて廃棄するわけですけども、廃棄分2箱分ということで繰越しさせていただいております。

以上です。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

続いて、消防費なんんですけど、防災倉庫撤去工事、これずっと続けられてたと思うんですけど、今どういう状況なんかっていうのと、あと最終的にはどうなるかっていうのを教えていただければと思います。

○千福議長 中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 防災撤去でございますが、これにつきましては4月25日に工事のほう完了いたしております、5月9日に検査をしているという状況でございます。ちょっと石屋さんの前の防災倉庫のところですので、今撤去して駐車場として今整備をしているという状況でございます。

以上です。

○千福議長 井上議員、基本3問になってますのでよろしくお願ひします。

○井上議員 すいません。キュービクル改修工事なんですけど、これは結構何か長いこと続いているかなと思ったりもするんですけど、これはどんな感じなんでしょうか。

○千福議長 森田教育委員会事務局理事。

○森田教育委員会事務局理事 今回繰越しをさせていただきましたのが、キュービクルの改修工事ということで進めている中で、高压ケーブルがちょっと受注生産が遅れておりまして資材が入らないということで今回繰越しをさせていただいたところでございます。

以上です。

○千福議長 ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ほかにないようですので、これで報告第1号を終結します。

~~~~~

○千福議長　日程第6、議案第36号核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

徳丸議員。

○徳丸議員　議案第36号核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年6月6日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提案者、千早赤阪村議会議員徳丸初美。賛成者、千早赤阪村議会議員井上浩一、千早赤阪村議会議員服部幸令、千早赤阪村議会議員田村陽、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて、提案理由にさせていただきます。

核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書。

2021年7月に国連で採択された核兵器禁止条約の批准国が2020年10月に50か国に達し、2021年1月に条約として発行されました。2024年1月15日に新たにサントメ・プリンシペ共和国が署名し署名国は93か国、批准国は70か国となっています。また、2023年6月にオーストリアのウィーンで開かれた第1回締約国会議には80か国以上が参加し、署名国以外にもNATO加盟国であるドイツ、ノルウェー、オランダもオブザーバーとして参加しました。また、第2回締約国会議には94か国が参加し、署名国以外にもドイツやオーストラリアなどオブザーバー35か国が参加しました。

この条約では、核兵器を壊滅的な結果をもたらす非人道的な兵器であるとし、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するとして核兵器を国際法上、初めて違法なものとしました。また、開発、実験、生産、製造、取得、保有、威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止するとともに、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。さらに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、核実験被害国との国民の切望に応えるものとなっています。

昨年8月6日の広島での記念式典で、広島市長は核による威嚇を行う為政者がいるという環境を踏まえるならば、世界中の指導者は核抑止論は破綻しているということを直視し、私たちの厳しい現実から理想へと導くための具体的な取組を早急に始める必要がある。日本政府には被爆者をはじめとする平和を願う国民の思いをしっかりと受け止め、核保有国と非核保有国との間で現に生じている分断を解消する橋渡し役を果たしていただきたいです。そして、一刻も早く核兵器禁止条約の締約国となり、核兵器廃絶に向けた議論の

共通基盤の形成に尽力するために、まずは今年1月に開催される第2回締約国会議にオブザーバーとして参加していただきたいと平和宣言を読み上げました。しかし、日本政府はオブザーバー参加をしませんでした。次回、締約国会議が2025年3月に予定されており、日本政府が参加されることを望みます。

本村議会は唯一の戦争被爆国である日本政府及び国会に対して、署名、批准するまでの間、オブザーバーとして締約国会議に参加することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月6日、大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○千福議長 お諮りします。

議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第36号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第7、議案第37号聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 議案第37号聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、千早赤阪村議会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和6年6月6日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提案者、千早赤阪村議會議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議會議員服部幸令、千早赤阪村議會議員徳丸初美、千早赤阪村議會議員田村陽、千早赤阪村議會議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて、提案理由にさせていただきます。

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書。

今日、社会の高齢化に比例して難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後、社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に補聴器と呼ばれているものは収集した音を增幅して外耳道に送る気導補聴器である。一方で、様々な原因で外耳道が閉鎖している方には骨導聴力を活用する骨導補聴器が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は従来の気導、骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対する新たな選択肢となった。

このように様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して我が国のさらなる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下のとおり聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を強く求める。

1、難聴に悩む高齢者が医師や専門家の助言の下で自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。

1、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。

1、地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年6月6日、大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上でございます。

○千福議長 お諮りします。

議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第37号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 次に、日程第8、大阪広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大阪広域水道企業団議会議員に井上議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました井上議員を大阪広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました井上議員が大阪広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま大阪広域水道企業団議会議員に当選されました井上議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

~~~~~

○千福議長 日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

井上議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項を閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議された案件は全部終了しました。

ここで南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 それでは、閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、提案をさせていただきました議案につきましてそれぞれ慎重にご審議を賜り、全ての議案においてご承認をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、今議会が私の任期中の最後の定例議会となりました。これまで議員の皆様方をはじめ、村民の皆様、そして全職員の皆様には多大なるご支援、ご協力を賜り村政を推進することができたこと、心から厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

この4年間はコロナ対策が中心となりましたが、住民の皆様の生命と財産を守るため全力で取り組んでまいりました。私はこれまで村長として利害関係にとらわれない常に公正、公平な立場で村政運営に努めてまいりました。証拠や根拠がないのであれば、それは単なる誹謗中傷にすぎません。今後も村民の利益につながると判断したことについては、残りの任期におきましても職員と一緒に精いっぱい村政運営に取り組む所存でございます。

す。

引き続き、皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○千福議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和6年第2回千早赤阪村議会定例会を閉会します。

皆さん、お疲れさまでした。

午前10時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議長 千福清英

議員 井上浩一

議員 藤浦稔